

西東京市の都市農地の 現状と課題

Current Issues of Urban Farmlands in Nishitokyo

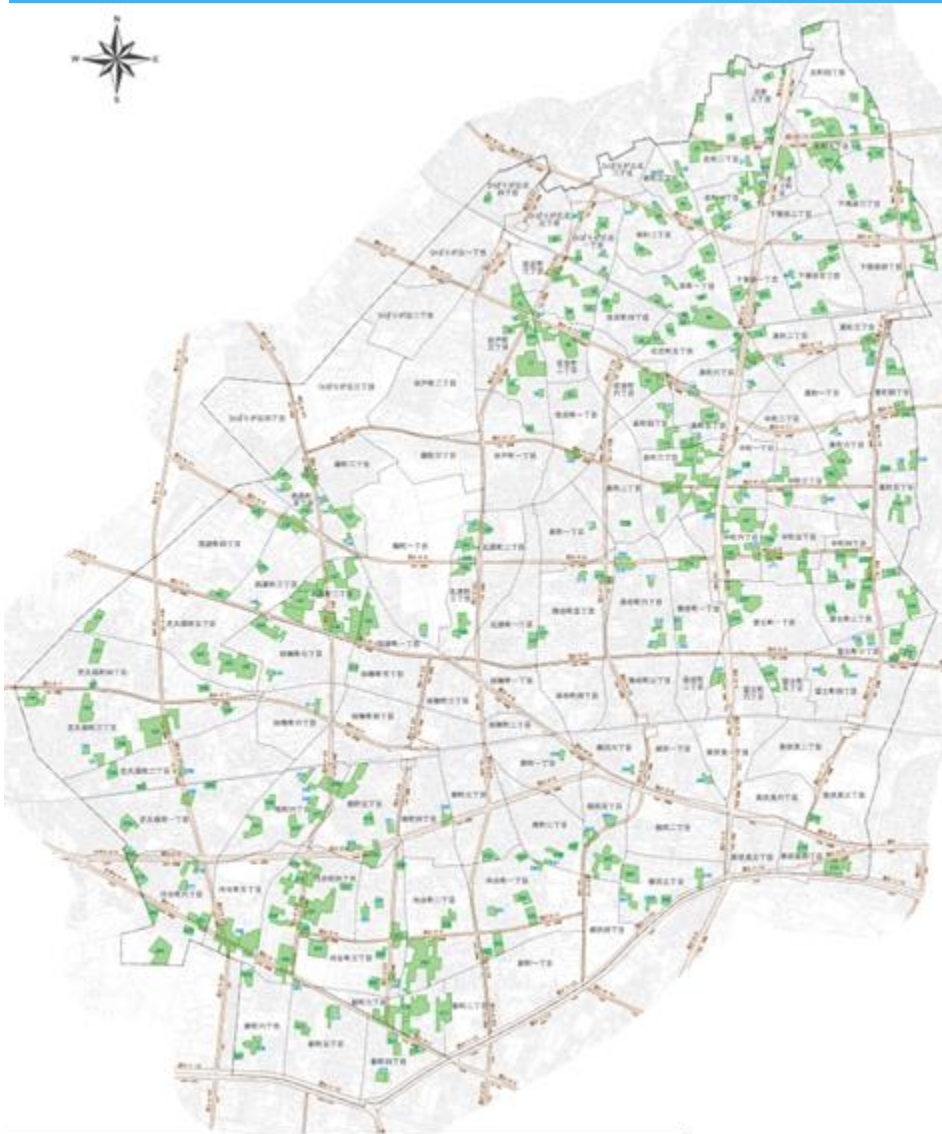
西東京市 都市整備部 都市計画課長

Head , City Planning Division , Nishitokyo City

松本貞雄 Sadao MATSUMOTO

2018.9.2

都市農地の分布状況



⇒ 農住混在市街地

Urban Area Mixed with
Housing and Farmland

市面積 1,575ha(2018)
畑(地目)面積 137ha(2017) **8.7%**

人口 201,058人(2018)
農業就業人口 696人(2015) **0.4%**

※統計にしとうきょう

農住混在市街地の現状・課題

～ 相隣問題 ～

Neighboring problem

- * 土埃 Soil Dust
- * 越境 Crossing Borders
- * 虫 Bug, Worm, Moth, Cricket...
- * 農薬 Agricultural Chemicals

周辺住宅地等への影響

Adverse effects on residential areas

- * 夜間照明 Street Light
- * 日影 Shade
- * ゴミ Garbage
- * 雑草 Weeds

農地への影響

Influence on farmland

都市緑地法(1973)

The Urban Green Space Conservation Act (1973)

(目的)

§ 1 この法律は、**都市における緑地の保全**及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、**良好な都市環境の形成**を図り、もつて**健康で文化的な都市生活の確保**に寄与することを目的とする。

都市緑地法(1973)の一部改正(2017)

Partial Revision of The Urban Green Space Conservation Act (2017)

(定義)

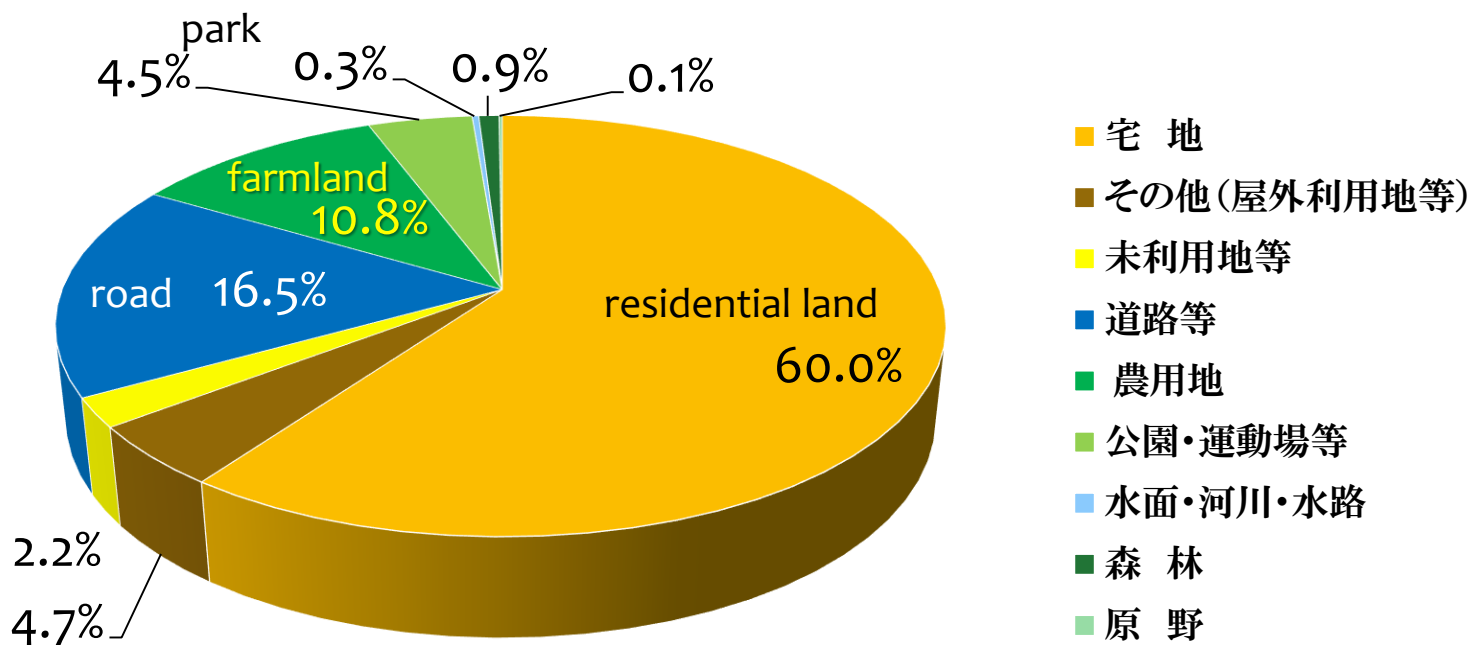
§ 3 この法律において「**緑地**」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地
(農地であるものを含む。)

が、単独で若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、
良好な自然的環境を形成しているものをいう。

都市農業振興基本法(2015) **都市農業は、都市にあるべきもの**

Basic Law on The Promotion of Urban Agriculture (2015)

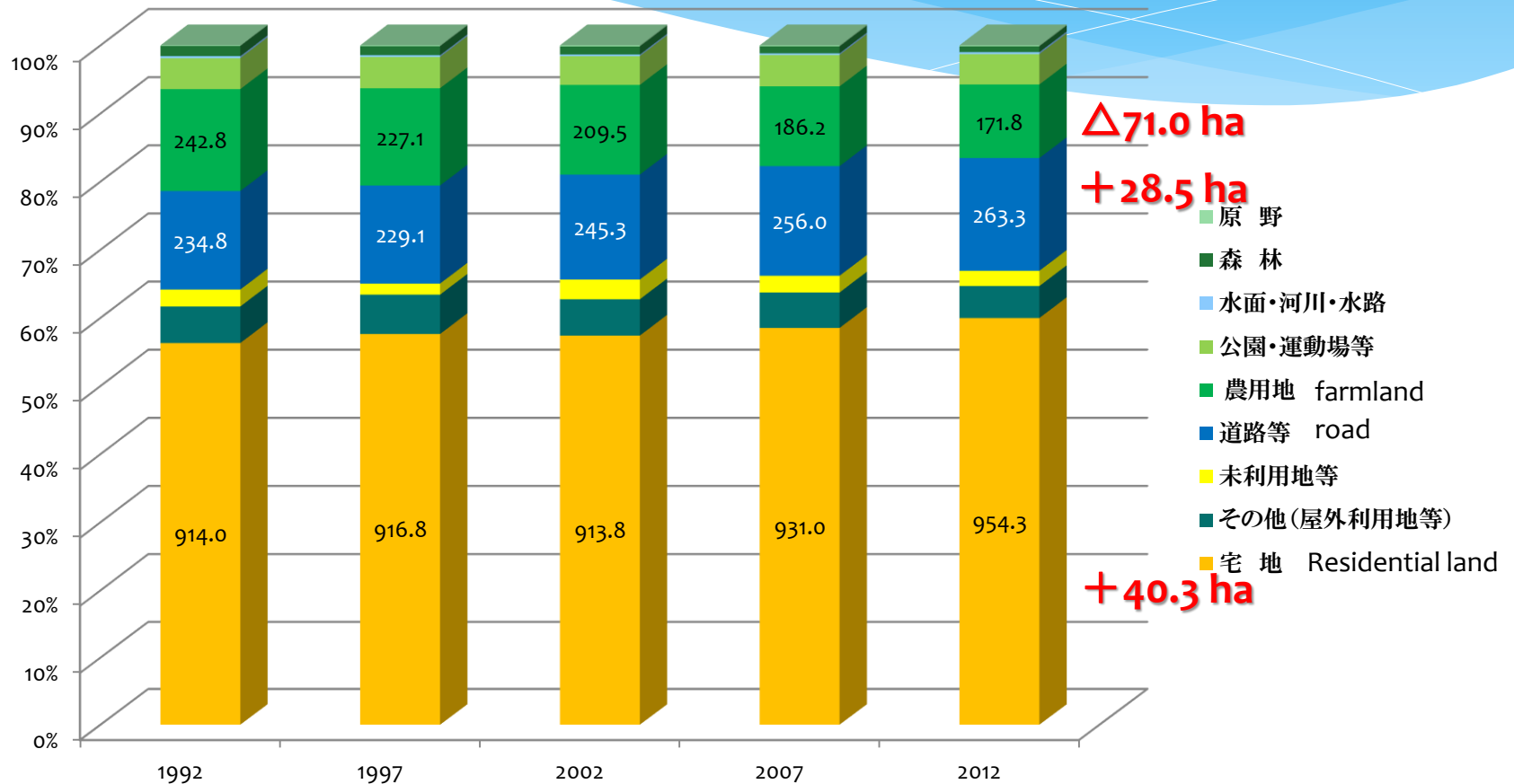
緑地(=良好な都市環境の維持に必要なもの) としての農地



土地利用面積割合 The Ratio of Land Area by Use

※東京の土地利用(2012)

土地利用の推移 (1992～2012)



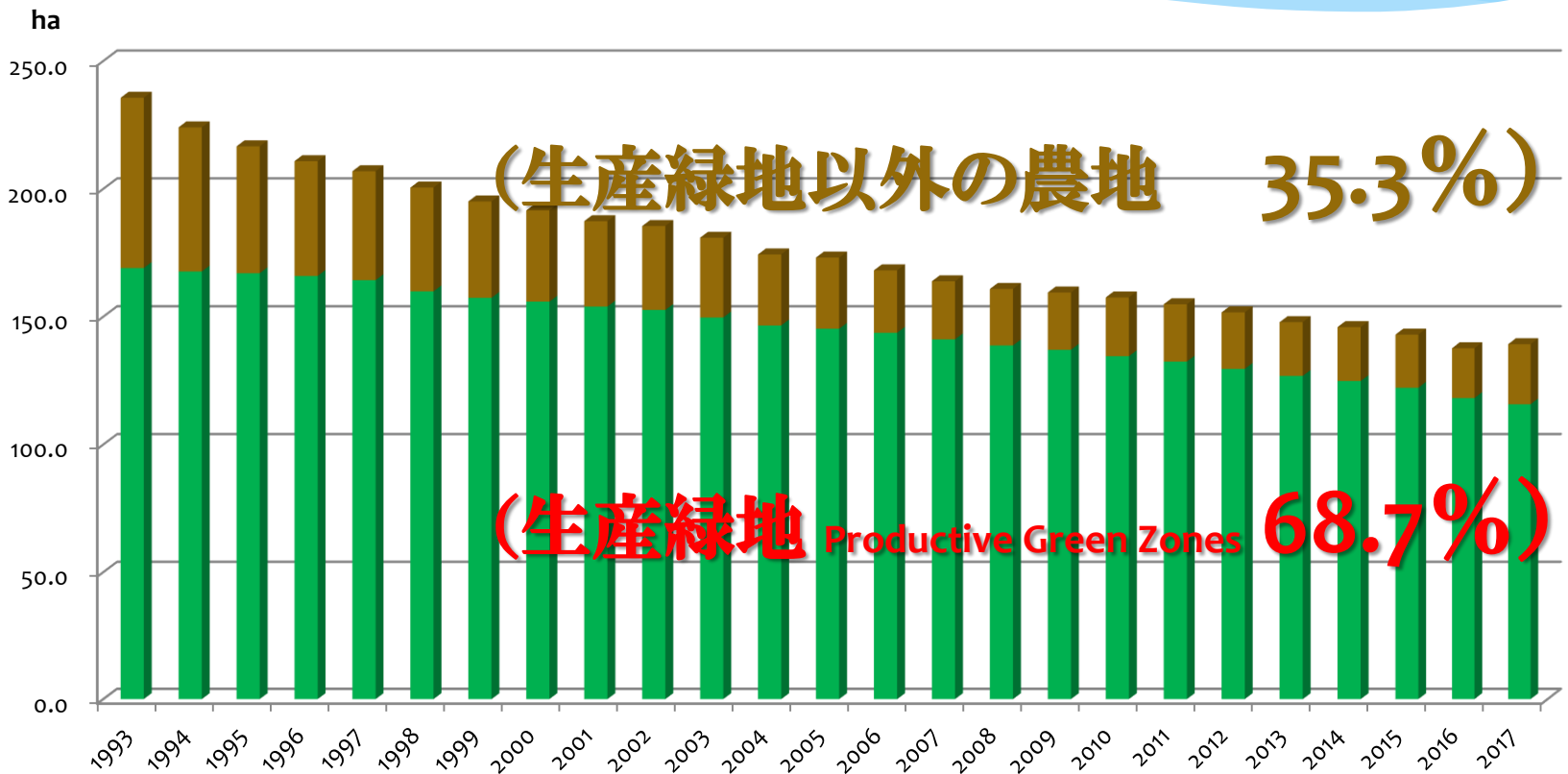
土地利用面積割合の推移 The Ratio of Land Area by Use 1992-2012

※東京の土地利用(1992-2012)

都市農地の現状・課題

～農地の減少(1993～2017)～

1993年を100とした場合：農地 59.1%



※西東京市データ

生産緑地地区

Productive Green Zones

- * 生産緑地法(1974,1991)により、その**指定から30年**が経過するまで、農地として管理することが義務付けられている地区（都市計画法の地域地区の一つ）
- * 30年が経過する前でも、主たる農業従事者が亡くなるか、営農ができないような身体的な故障が生じた場合は、市長に対して生産緑地を買い取るべき旨を申し出ることができ、一定期間内に買い取りが行われない場合は、農地としての管理義務等が解除される。
- * 市内の農地の約86%は、生産緑地でそのうち約80%は、**1992年に指定**されている。 ⇒ **2022年問題**

農住混在市街地の現状・課題 ～ 生産緑地2022年問題 ～

PGZ's 2022 issue

- * 指定から30年が経過すると、市長に対して生産緑地を買い取るべき旨をいつでも申し出ることができる
- * 2022年は、市内の生産緑地の約80%が指定から30年を迎える年
- * このまま何もしないと、都市農地がいままで以上の速さで減少するおそれがある（宅地需要が継続するか不明だが・・・）



都市環境や住環境が悪化し、都市の魅力が消失

2022年問題に向けた西東京市の対応

Efforts by Nishitokyo City for the 2022 issue

* 法令・制度上の対応 Correspondence in laws and institutions

- 1 「特定生産緑地制度」の周知・申請促進（準備中）
- 2 生産緑地地区の面積要件緩和（条例制定済）
- 3 生産緑地地区追加・再指定の促進（一部実施）
- 4 生産緑地地区の「一団」の運用緩和（検討中）
- 5 新たな用途地域「田園住居地域」の活用（研究中）
- 6 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（2018.9.1）

さらなる対応

And more...

- * 都市計画審議会に「専門部会」を設置し、都市農地の保全に向けた施策展開を検討 ⇒ 今後、市長に建議
- * 都市農地保全の機運醸成（営農者と消費者の交流）
- * 市役所内の関連部署（農業+産業+みどり+企画+都市）の横の連携

都市農地の保全 Urban Farmland Conservation

⇒ **市民の健康・都市の健全化**

Citizens become healthy, The city becomes comfortable

⇒ **「健康」応援都市** “Health” Support City